

- 主に市からのお知らせを掲載します
- 「定員」は原則として先着順、「場所」の掲載がない催しは問合せ場所が会場、「費用」の掲載がないものは無料です
- 公式ホームページではさらに多くの情報をご覧ください



情報ガイド

- 市政
- 暮らし
- 学ぶ・楽しむ
- 募集
- 官公庁など

公共施設では、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、休館、または一部利用の制限を行っています。詳細は利用する施設へお問い合わせください。

市政

黙とうをささげましょう

市では、平和都市宣言の趣旨に沿って、原爆死没者と先の大戦での戦没者の霊を慰めるため、黙とうをささげます。

世界の恒久平和と犠牲者の冥福を祈り、黙とうをお願いいたします。

原爆の日／日時 8月6日(金)、8時15分から(広島)と8月9日(月)、11時2分から(長崎)
終戦の日／日時 8月15日(日)、12時から
問合せ 福祉政策課へ内線1512

住民票の写しなどのコンビニ交付を一時休止

休止日時 7月21日(水)、6時30分～23時
休止対象証明書類 ①住民票の写し、印鑑登録証明書 ②課税・非課税(所得)証明書 ③市民税・

ページをご覧ください。

問合せ 保健センター

へ ☎2959・5811



国民健康保険税などの期限内納付にご協力を

7月上旬に、次の通知書を送付しました。新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が見込まれ、一時的に納付が困難な方や特別な事情がある方は、減免制度を利用できる場合があります。



がんをはじめ、自身の病気の早期発見には定期的な検診が欠かせません。秋以降の受診は大変混み合うため、早めの受診をお願いします。がん検診・成人歯科健診の詳細は、市公式ホームページ

県民税納税証明書
問合せ ①市民課へ内線1003
②市民税課へ内線1096
③収税課へ内線1079

応募日現在、市内に引き続き1年以上住んでいる ▼11月1日現在、20歳以上70歳未満 ▼ほかの審議会などの委員でない
任期 11月1日～5年10月31日
募集人員 1名

次の施設の指定管理者を募集します。募集要項などは、市公式ホームページからダウンロードできます。

山王小学児童保育室／説明会日時 7月19日(月)、10時～12時 問合せ 学務課へ内線5661
狭山市市民交流センターと狭山市駅西口市民広場／説明会日時 7月20日(火)、14時～16時 問合せ 市民文化課へ内線2513
地域新事業創出基盤施設(さやまインキュベーションセンター) 21(ノ)説明会日時 8月5日(木)、15時～16時 問合せ 産業振興課へ内線2553
共通事項／指定期間 4年4月1日～9年3月31日(地域新事業創出基盤施設は4年4月1日～8年3月31日)

募集

博物館協議会委員

対象 次の全てに該当する方▼

県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税へ介護保険料
問合せ 収税課へ内線1075

◆日本脳炎の予防接種
7月上旬に対象者へお知らせを送付しました。親子(母子)健康手帳などで残りの回数を確認の上、接種してください。



対象 平成15年4月2日～16年4月1日生まれで、2期(4回目)の接種を受けていない方
◆麻疹風しん混合予防接種
対象 次のいずれかに該当する幼児 ▼1期：1歳～2歳未満 ▼2期：平成27年4月2日～28年4月1日生まれ

◆子宮頸がん予防ワクチン
6月に対象者へお知らせを送付しました。接種を希望する場合は、医師と相談し、有効性と副作用が起こるリスクを理解した上で接種してください。

対象 平成17年4月2日～22年4月1日生まれの女性
共通事項／場所指定医療機関(ホームページに掲載。市外で健康力レンダーに掲載。市外で接種を希望する場合は、事前に

暮らし

市税などの休日納税相談

平日の納付や来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。なお、納税相談は事前の予約が必要です。
日時 7月25日(日)、8時30分～12時
取扱税目 狭山市分の市民税・

りますのでご相談ください。

◆国民健康保険税

対象 国民健康保険加入者がいる世帯主

送付書類 「国民健康保険税納税通知書」か「国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始通知」

問合せ 保険年金課へ内線1075

◆後期高齢者医療保険料

対象 後期高齢者医療制度の加入者

送付書類 「後期高齢者医療保険料納付通知書」

問合せ 長寿安心課へ内線1552

マイナポイントの申込みは6月30日まで

マイナンバーカードとキャッシュレス決済サービスを紐付けてチャージや買い物をする、25%のポイント還元(上限5千円)をマイナポイントとして受け取ることができます。



マイナポイントの申込み期限間際は混雑が予想されますので、マイナンバーカードは予約の上、早めにお受け取りください。

申込条件 次の全てに該当する方 ▼3年4月30日までにマイナンバーカードの交付申請をした ▼設定したキャッシュレス決済サービスで3年9月30日までにチャージや買い物をした
問合せ マイナンバーカードの

国民健康保険の保険証が届きます

現在お使いの保険証の有効期限は、7月31日(土)です。7月下旬までに新しい保険証を送付しますので、8月になっても届かない場合はご連絡ください。古い保険証は、保険年金課か地区センターに返却をお願いします。なお、高齢受給者証は保険証と一体化しています。

送付方法 世帯主宛での簡易書留郵便

問合せ 同課へ内線1054

蚊が媒介する感染症に注意



次のことを心掛け、デング熱などの感染症を予防しましょう。
▼屋外で活動する場合は、肌の露出を避け、虫よけ剤などを使用する ▼網戸や扉の開閉を減らし、蚊取り線香を使用するなど、家の中へ蚊を侵入させない
問合せ 健康づくり支援課へ ☎2956・8050

後期高齢者医療の被保険者証の更新



●被保険者証の更新(8月以降は紺色になります)

現在の被保険者証(緑色)の有効期限は、7月31日(土)です。8月以降の受診には、7月中旬に簡易書留で送付される新しい被保険者証(紺色)をお使いください。

●一部負担金(窓口負担)を3割から1割に変更できる場合があります

6月下旬に対象者に申請書を送付しましたので、お早めにお手続きください。

対象 3年度(2年分)の住民税課税所得が145万円以上で、次のいずれかに該当する方 ▼被保険者が一人の世帯で、収入額が383万円未満 ▼被保険者が複数いる世帯は、収入額の合計が520万円未満 ▼被保険者が一人で、世帯内の70～74歳の方の収入額との合計が520万円未満

●限度額適用認定証

医療機関に提示することで、医療費の支払いを自己負担限度額までにできます。現在、認定証をお持ちで、8月以降も適用になる方には、7月中旬に新しい認定証を送付します。なお、新たに8月以降の認定証を取得される場合は申請が必要です。

対象 一部負担金の割合が3割で、住民税課税所得690万円未満

●限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯全員が住民税非課税の場合、事前に申請することで、医療費の支払いを世帯ごとの負担限度額までにできます。また、食事療養費標準負担額を減額できます。現在、認定証をお持ちで、8月以降も適用になる方には、7月中旬に新しい認定証を送付します。なお、新たに8月以降の認定証を取得される場合は申請が必要です。

共通事項／申込み 保険年金課へ内線1575